

様式第 5 号（第 2 1 条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書

年 月 日

福島県総務部職員研修課長

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

令和 8 年 9 月 1 日付けで公告のありました下記の工事に係る入札参加資格の確認に必要な書類について、下記のとおり送付します。

なお、送付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 工事（委託業務）番号 | 第 2 6－0 1 1 2 5－0 0 0 3 号 |
| 工事（委託業務）名  | ふくしま自治研修センター電気設備改修工事      |
| 送付する書類の件名  |                           |

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。

# 資本関係又は人的関係に関する確認書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
(作成担当者 )

入札公告にある有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に登録された者のなかで、資本関係又は人的関係のある者については、下記のとおりです。

記

## 1 資本関係 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

### (1) 親会社の関係にある会社の有資格業者名簿にある場合

| 親会社の商号又は名称 | 親会社の代表者氏名 | 所在地 |
|------------|-----------|-----|
|            |           |     |

### (2) 子会社の関係にある会社の有資格業者名簿にある場合

| 子会社の商号又は名称 | 子会社の代表者氏名 | 所在地 |
|------------|-----------|-----|
|            |           |     |

### (3) 親会社を同じくする子会社等同士の関係にある会社の有資格業者名簿にある場合

| 子会社等同士の商号又は名称 | 代表者氏名 | 所在地 |
|---------------|-------|-----|
|               |       |     |

## 2 人的関係 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

### (1) 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等を兼任している場合

| 当社の役員等について |    | 兼任先及び兼任先の役職について |    |
|------------|----|-----------------|----|
| 役職         | 氏名 | 商号又は名称          | 役職 |
|            |    |                 |    |

## 3 その他 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○)

### (1) 入札の適正さが阻害されると認められる場合 (組合とその組合員の関係など)

| 当社又は組合との関係 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 所在地 |
|------------|--------|-------|-----|
|            |        |       |     |
|            |        |       |     |

## 資本関係又は人的関係の基準について

資本関係又は人的関係にある者同士とは以下の1から3までのいずれかの基準に該当する者同士とする。

### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する者同士

- (1) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する者同士。ただし、(1)については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ③会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - ④組合の理事
  - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### 3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合員の関係にある者など、上記1又は2と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合